

掛川市木造住宅耐震補強工事費補助金交付要綱（平成17年掛川市告示第68号）の一部を次のように改正する。

平成23年7月12日

掛川市長 松 井 三 郎

第3の(2)を次のように改める。

(2) 補助額

1 敷地ごとに、(1)に掲げる経費又は50万円（次のいずれかに該当する住宅（借家を除く。）にあつては、80万円）のいずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

ア 65歳以上の者のみが居住するもの

イ 身体障害者手帳の交付を受けた下肢障害者、体幹障害者又は視覚障害者で障害の程度が1級又は2級の者が居住するもの

ウ 市長がア又はイと同等であると認めるもの

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成23年度分の補助金（平成23年6月30日以後に工事請負契約を締結する耐震補強工事に係る補助金に限る。）から適用する。